

第 27 号議案

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 23 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、保険料率を改定する等のため提出します。

## 東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区国民健康保険条例（昭和34年11月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の7.25」を「100分の7.14」に改める。

第15条の8中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.24」を「100分の2.29」に改め、同条第2号中「1万2,300円」を「1万2,900円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.74」を「100分の1.99」に、「100分の54」を「100分の57」に改め、同条第2号中「100分の46」を「100分の43」に改める。

第16条の5中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号口中「8,610円」を「9,030円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同号口中「6,150円」を「6,450円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号口中「2,460円」を「2,580円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第1

5条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。